

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 23 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 エヌビジョン 株式会社 N-Vision
 住所 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57
フリガナ 代表者氏名 ナカムラ ノブヒデ 代表取締役 中村 信幸
 電話番号 082-275-5227
 FAX番号 082-275-5228
 メールアドレス soumu@h-nvision.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 23 日

申請者 氏名又は名称 株式会社N-Vision

住 所 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57

代表者氏名 代表取締役 中村 信幸

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ナカムラ ノブヒデ 中村 信幸	取締役 ナカムラ ユウコ 中村 優子 取締役 ミヤヒラ ジュンイチ 宮平 純一 取締役 クニシゲ トモエ 國重 与恵
事業の範囲	管工事業他 定款記載通り
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社N-Vision
上記事業所の所在地	郵便番号 730-0045 住所 広島市中区鶴見町8-57 電話番号 082-275-5227 F AX番号 082-275-5228 メールアドレス soumu@h-nvision.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
世良 誠司	第309039号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 11 月 23 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター	— 13mm～40mm	10個 3個	
管の加工用の機械器具	やすり パイプねじ切器	250mm —	2個 1台	
接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガス 300mm	2個 3個	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	0～2.0Mpa	1台	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 11 月 23 日

申請者

氏名又は名称 株式会社N-Vision

住 所 〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57

代表者氏名 代表取締役 中村 信幸

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

広島市中区鶴見町8番57号
株式会社N-Vision

会社法人等番号	2400-01-043412	
商号	株式会社N. I. C	
	株式会社N-Vision	令和 1年 5月24日変更 ----- 令和 1年 5月24日登記
本店	広島市中区舟入幸町21-23 1F	平成28年 3月 1日移転 ----- 平成28年 3月 1日登記
	広島市中区鶴見町8番57号	令和 1年 5月24日移転 ----- 令和 1年 5月24日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成24年11月14日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した情報通信システムの管理運営業務、インターネット接続サービス業務、インターネットを利用した広告業務、インターネットを利用した各種情報提供サービス、インターネットを利用した通信販売業務 2. ホームページ、ウェブサイトの企画、デザイン、制作、販売 3. ミネラルウォーター及び清涼飲料水等の製造及び販売 4. 各種飲食店業 5. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣業務及び特定労働者派遣業務 6. 有料職業紹介業 7. 広告の企画、立案、制作、広告宣伝業務及び広告代理店業 8. 各種イベントの企画、制作、運営、管理及び経営コンサルタント業務 9. エステティックサロン、ビューティサロン、ネイルサロン、美容院及び各種カルチャー教室の経営 10. 各種土木工事の設計、施工、監理及び請負 11. 各種建築工事の設計、施工、監理及び請負 12. 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検、保守管理 13. 損害保険代理業 14. 生命保険の募集に関する業務 15. 装身具、衣料品、化粧品、インテリア用品、室内装飾品、宝石、天然石、貴金属、時計、毛皮、美術工芸品、アパレル製品、服飾雑貨、日用品雑貨等の制作、卸売り及び販売、買取業務 16. 健康食品、美容、健康器具等の販売及び代理店業務 17. 各種楽器、教材、パーソナルコンピューター、携帯電話、移動通信機器等の販売及び家電製品の販売・修理 18. 不動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理及びその仲介又は代理業務 	

	<p>19. 自動車の販売、修理、板金塗装、車検整備、点検等の業務及び自動車部品、関連商品等の販売</p> <p>20. 古物品の売買</p> <p>21. 給排水設備の設計、施工及びメンテナンス</p> <p>22. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">令和 1年 5月24日変更 令和 1年 5月24日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	令和 1年 5月24日変更
		令和 1年 5月24日登記
資本金の額	金1000万円	令和 1年 5月24日変更
		令和 1年 5月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 中 村 信 幸	平成25年12月 1日就任
		平成26年 1月22日登記
	取締役 中 村 優 子	平成28年 1月10日就任
		平成28年 1月27日登記
	取締役 宮 平 純 一	平成28年 1月10日就任
		平成28年 1月27日登記
	取締役 國 重 与 恵	令和 5年 4月 1日就任
		令和 5年 4月 7日登記
	<u>広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番9-903号</u> 代表取締役 中 村 信 幸	平成25年12月 1日就任
		平成26年 1月22日登記
広島県安芸郡坂町坂東四丁目19番25号 代表取締役 中 村 信 幸	平成28年 3月 1日住所移転	
	平成28年 3月25日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成24年11月14日登記

広島市中区鶴見町8番57号
株式会社N-Vision



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年11月 6日

広島法務局
登記官

小西真弓



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社N-Visionと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報通信システムの管理運営業務、インターネット接続サービス業務、インターネットを利用した広告業務、インターネットを利用した各種情報提供サービス、インターネットを利用した通信販売業務
2. ホームページ、ウェブサイトの企画、デザイン、制作、販売
3. ミネラルウォーター及び清涼飲料水等の製造及び販売
4. 各種飲食店業
5. 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣業務及び特定労働者派遣業務
6. 有料職業紹介業
7. 広告の企画、立案、制作、広告宣伝業務及び広告代理店業
8. 各種イベントの企画、制作、運営、管理及び経営コンサルタント業務
9. エステティックサロン、ビューティサロン、ネイルサロン、美容院及び各種カルチャー教室の経営
10. 各種土木工事の設計、施工、監理及び請負
11. 各種建築工事の設計、施工、監理及び請負
12. 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検、保守管理
13. 損害保険代理業
14. 生命保険の募集に関する業務
15. 装身具、衣料品、化粧品、インテリア用品、室内装飾品、宝石、天然石、貴金属、時計、毛皮、美術工芸品、アパレル製品、服飾雑貨、日用品雑貨等の製作、卸売り及び販売、買取業務
16. 健康食品、美容、健康器具等の販売及び代理店業務
17. 各種楽器、教材、パーソナルコンピューター、携帯電話、移動通信機器等の販売及び家電製品の販売・修理
18. 不動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理及びその仲介又は代理業務
19. 自動車の販売、修理、板金塗装、車検整備、点検等の業務及び自動

車部品、関連商品等の販売

20. 古物品の売買

21. 給排水設備の設計、施工及びメンテナンス

22. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、800株とする。

(株券)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載

事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき。

- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- ③ 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年10月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を發するものとする。ただし、総株主の同

意があるときはこの限りではない。

- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

- 第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会議事録)

- 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

- 第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の資格)

- 第20条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要

があるときは、株主以外のものから選任することを妨げない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員で選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

- 第22条 当会社が取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。
- 2 当会社に置く取締役1名の場合には、その取締役を社長とする。
 - 3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

- 第23条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第24条 当会社の事業年度は、年1期とし、毎年11月1日から翌年10月末日までとする。

(剰余金の配当)

- 第25条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(剰余金の除斥期間)

- 第26条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

- 第27条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

令和5年11月1日

この写しは原本と相違ないことを証明します。

株式会社 N-Vision

代表取締役 中村 信幸



第三〇九〇三九号

給水装置主任技術者免状

本籍 広島県

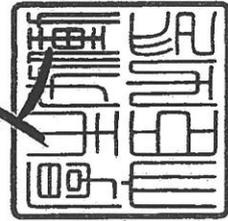
氏名 世良 誠 司

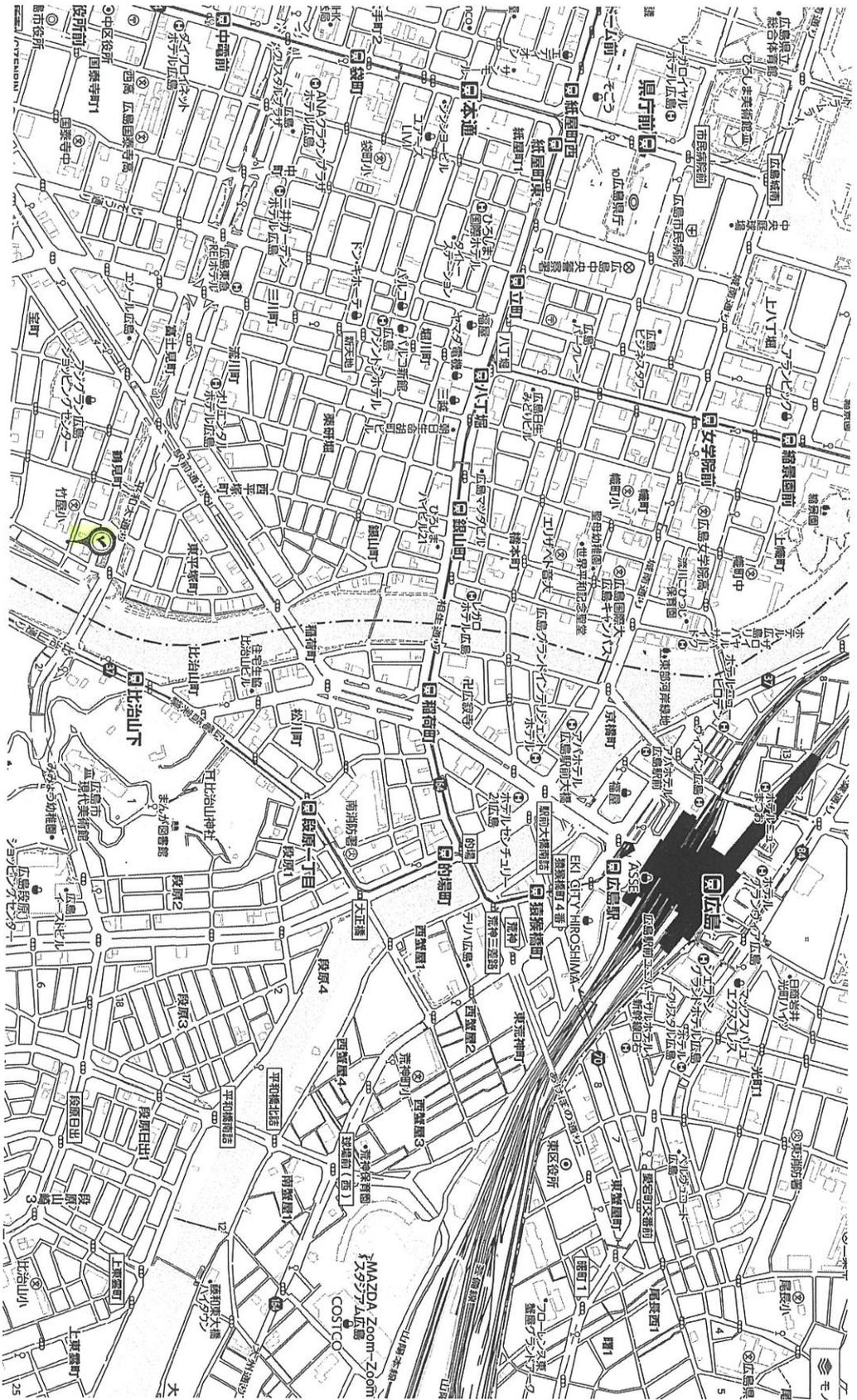
昭和五十七年七月二十三日生

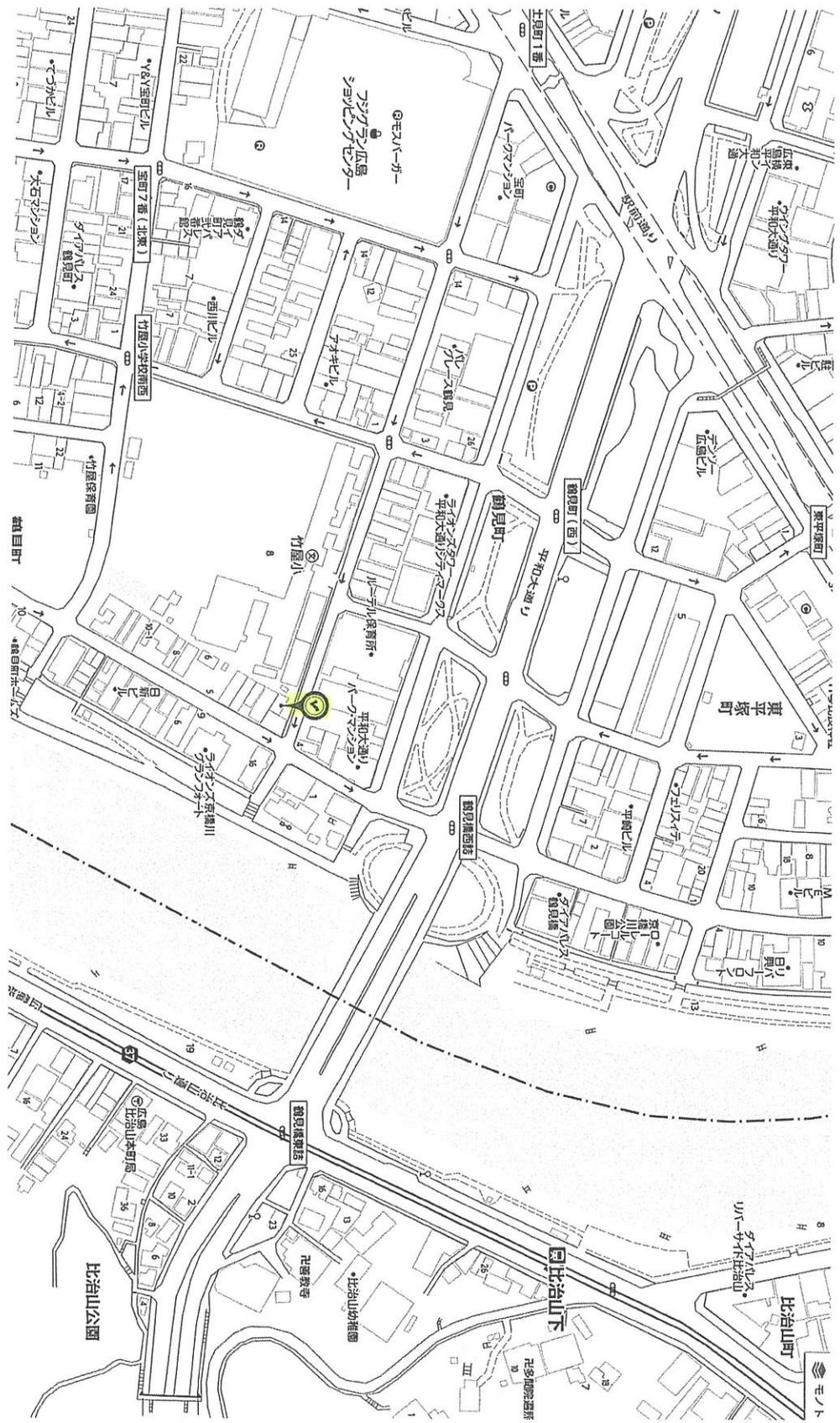
水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和三年二月十九日

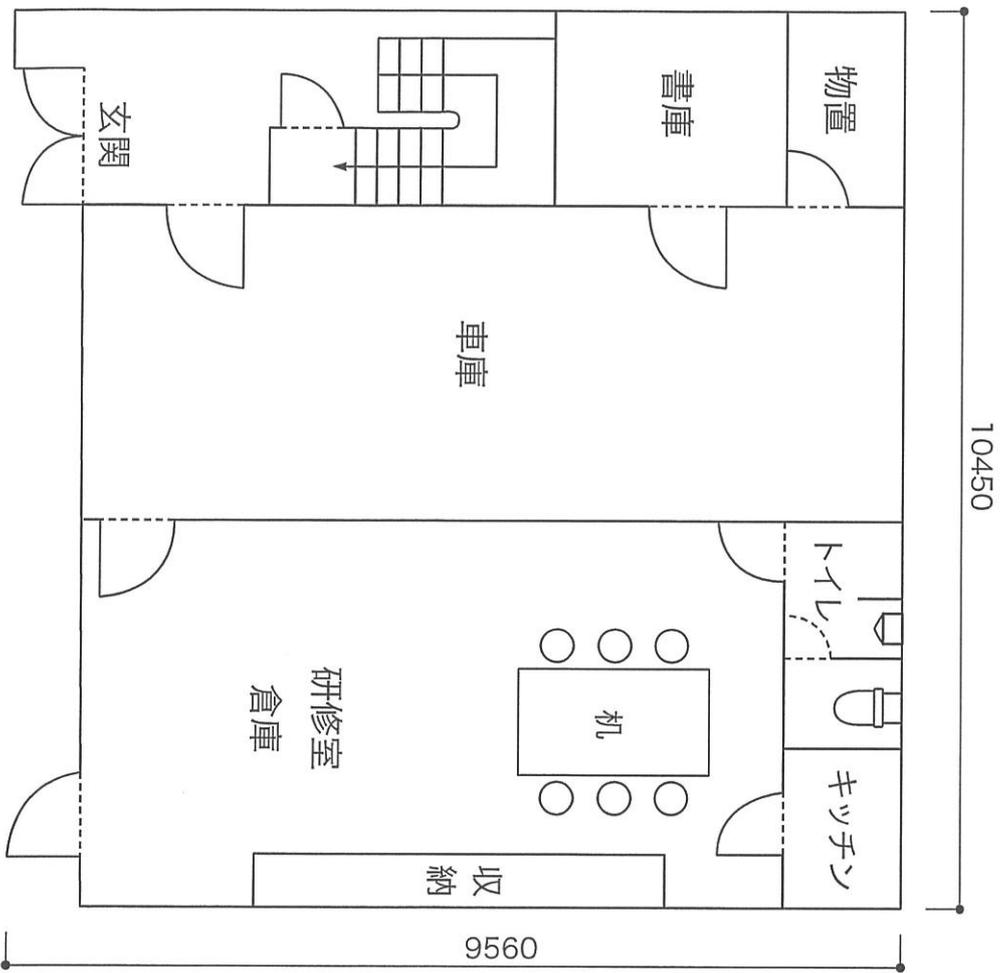
厚生労働大臣 田村 憲



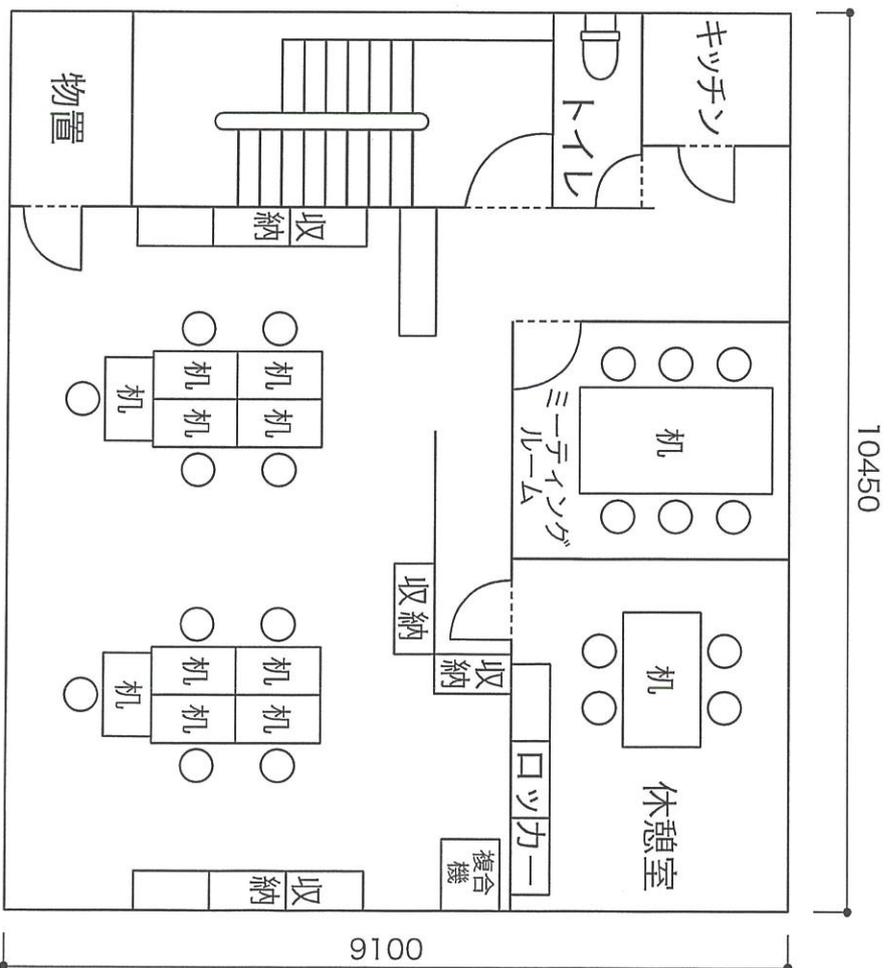




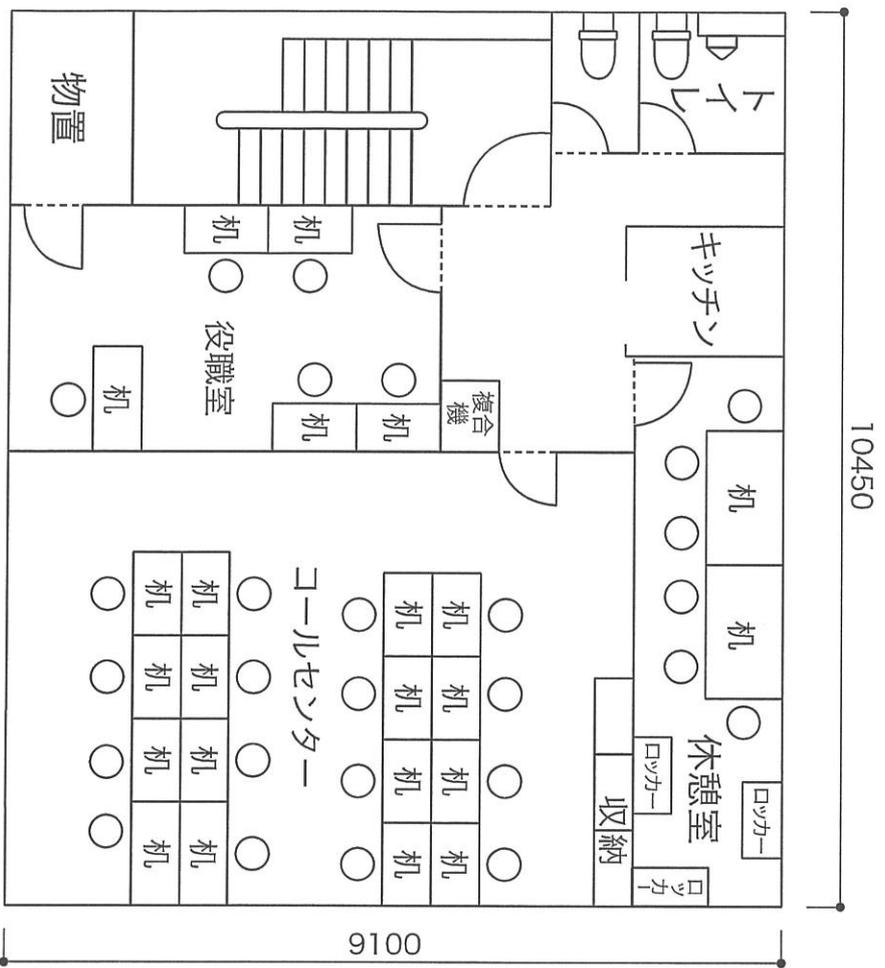
1F 研修センター



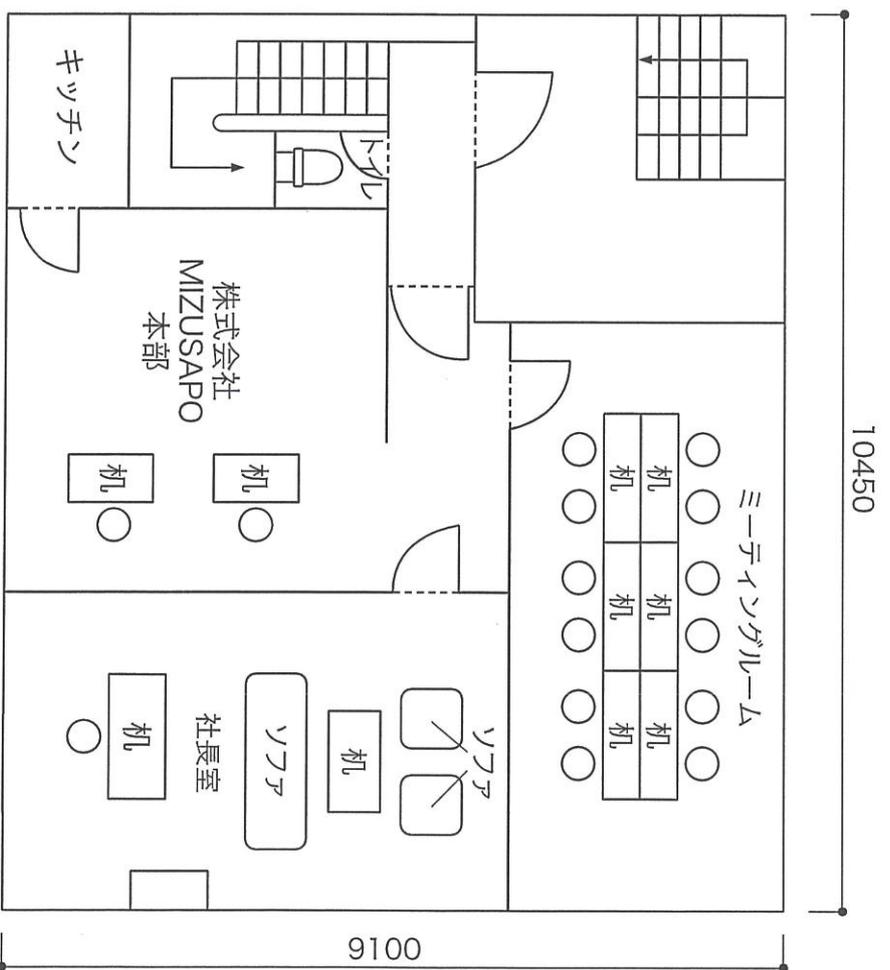
2F 総合案内・本部



3F コールセンター・役職室



4F 社長室・株式会社 MIZUSAPO







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 23 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	エヌビジョン 株式会社 N-Vision
	住所	〒730-0045 広島市中区鶴見町8-57
	フリガナ 代表者氏名	ナカムラ ノブヒデ 代表取締役 中村 信幸
	電話番号	082-275-5227
	FAX番号	082-275-5228
	メールアドレス	soumu@h-nvision.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 23 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 N-Vision
住 所 〒730-0045 広島市中区鶴見町 8-57
代表者氏名 代表取締役 中村 信幸

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 N-Vision	
上記事業所で 選任 解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任 解任の年月日
せら さとし 世良 誠司	第 309039 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇九〇三九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 広島県

氏名 世良誠司

昭和五十七年七月二十三日生

水道法(昭和五十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和三年二月十九日

厚生労働大臣 田村憲久

